

京都市消防局訓令乙第6号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防職員の配偶者同行休業に関する規程の一部を次のように改正する。

令和3年2月15日

京都市消防局長 山内 博貴

第1条中「再任用職員」の右に「，会計年度任用職員」を加える。

附 則

この訓令は，公布の日から施行する。

(消防局総務部人事課)